

自賠責共済のしおり

(自動車損害賠償責任共済)

2017年9月版



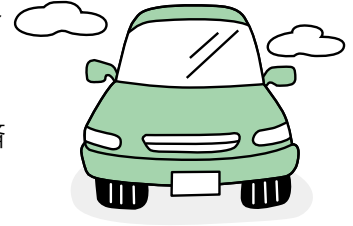
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

ご契約の皆さまへ

このたびは全労済の自賠責共済をご利用いただきましてありがとうございます。
この「自賠責共済のしおり」は、ご契約に関する大切な事柄についてご説明しています。

必ず、ご一読のうえ、自賠責共済証明書とともに大切に保管してください。

また、内容についてご不明な点、お気付きの点などがございましたら、全労済までお問い合わせください。



新しく組合員になれる方へ（出資金について）

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。なお、すべてのご契約を解除された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

掛金の払込方法——年払いの場合→出資金 1,000円（1回のみ）

目 次

1. 自賠責共済証明書をお受け取りになったら …………… 2	(3) 共済金請求に必要な書類…………… 9
(1) 自賠責共済証明書の記載事項に誤りがないか 確認してから車に備えつけましょう…………… 2	(4) 時効について…………… 9
(2) バイク（原動機付自転車）や軽二輪自動車などには、 共済標章（ステッカー）を貼り付けましょう…………… 2	共済金の請求方法と請求できる人（一覧表）…………… 10
2. ご契約締結後、ご注意ください …………… 3	自賠責共済請求提出書類一覧表…………… 11
(1) 自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じた場合、 抹消登録等を受けご契約を解約する場合…………… 3	(5) 請求書類の受け付けからお支払いまで…………… 13
《自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じた場合》… 3	(6) 共済金等のお支払いに関する情報の提供…………… 13
《共済契約を解約できる場合》…………… 4	5. その他知っておいていただきたいこと …………… 14
(2) バイク等の車検対象外自動車の継続についてのご注意… 6	(1) 自賠責共済証明書と共済標章（ステッカー） の再交付は…………… 14
3. 共済金のお支払いは …………… 7	(2) 政府の保障事業——無共済事故やひき逃げ 事故のときは…………… 14
(1) 共済金のお支払いが受けられる場合…………… 7	(3) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構…………… 15
(2) 共済金のお支払いが受けられない場合…………… 7	(4) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター…………… 15
(3) 共済金等のお支払い内容…………… 7	(5) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター…………… 16
共済金お支払いの内容（一覧表）…………… 8	(6) 独立行政法人 自動車事故対策機構の被害者援護制度 について…………… 17
4. 共済金のご請求は …………… 9	(7) 共済金の照会および自動車事故のご相談…………… 17
(1) 万一事故をおこしたとき…………… 9	損調サービスセンター（事故、請求受付）…………… 18
(2) 共済金を請求できる人は加害者（被共済者）と 被害者です…………… 9	自動車事故対策機構…………… 20
	自動車損害賠償責任共済約款…………… 22

1. 自賠責共済証明書をお受け取りになったら

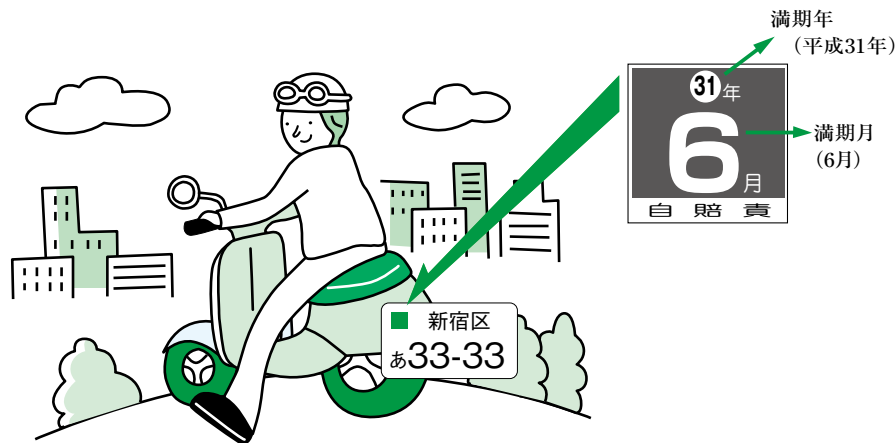
(1) 自賠責共済証明書をお受け取りになりましたら、その場で記載事項に誤りがないかお確かめください。車検のある自動車の場合は、ディーラーや修理工場へお車と一緒に持ちください。

ご契約のときに共済期間（共済のご契約期間）、自動車の種別や自動車のナンバー・プレートまたは車台番号をお間違えになりますと、車検手続きを受けることができなくなったり、共済金請求手続きなどが煩雑になることがあります。

万一、誤りがある場合は全労済までお申し出ください。

なお、証明書番号は、証明書の再交付や共済金請求などの場合に必要ですので、メモしておきましょう。

(2) バイク（原動機付自転車や軽二輪自動車）などの車検対象外の自動車の場合は、証明書の他、共済契約の満期年月を表示した共済標章（ステッカー）をお渡しします。必ず、共済標章をナンバー・プレートの所定位置に貼り付け、証明書をバイクに備えつけてください。



2. ご契約締結後、ご注意いただきたいこと

(1) 自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じた場合、抹消登録等を受けご契約を解約する場合

自動車の譲渡が行われたときや、ご契約者の住所、ナンバー・プレートが変わったときなど、自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく全労済に通知していただく必要があります。

印鑑および自賠責共済証明書を持参のうえ、全労済の窓口にて所定の手続きをしてください。

なお、手続きにあたっては確認書類が必要となります。下記に主な確認書類を例示いたします。くわしくは全労済の窓口にお問い合わせください。

《自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じた場合》

- * 自動車の用途や車種等がかわった場合には共済掛金がかかることがあります。その場合共済掛金をお返しするか、または、追加してお支払いいただくことがあります。

●主な変更事項と確認書類

変更の内容	確認書類の例
譲渡 (名義変更)	<p><譲渡人が来所するとき></p> <ul style="list-style-type: none">●印鑑証明または社員証、運転免許証、健康保険証などご契約者本人であることを確認できるもの●異動等申請書（あらかじめ異動等申請書を全労済にご請求のうえ、譲受人印の押印をお願いいたします。） <p><譲受人が来所するとき></p> <ul style="list-style-type: none">●印鑑証明（譲渡人のもの）または売買契約関係書類●自賠責共済異動等申請書（あらかじめ異動等申請書を全労済にご請求のうえ、譲渡人印の押印をお願いいたします。）
車両入替	<ul style="list-style-type: none">●旧車両（車両入替前の車両）が無共済自動車とならないことを証明するものとして、解約（5ページ）の確認書類と同じ書類●新車両（車両入替後の車両）の登録番号（車両番号、標識番号）と車台番号が確認できる書類

変更の内容	車 種	確 認 書 類	
ナンバー・プレート (登録番号票、車両番号 票)の変更 (使用の本拠地、自 動車の種別・用途 が変わった場合等)	登 録 自 動 車	① (新) 自動車検査証、② (旧) 自動車検査証のコピー、または登録事項等証明書 (詳細証明書)	
	小型二輪自動車	① (新) 自動車検査証、② (旧) 自動車検査証のコピー、または検査記録事項等証明書 (詳細証明書)	
	軽自動車	検査対象車 (三・四輪)	① (新) 自動車検査証、② (旧) 自動車検査証のコピー、または検査記録事項等証明書 (詳細証明書)
		検査対象外車 (二輪等)	① (新) 軽自動車届出済証、② (旧) 軽自動車届出済証のコピー、または軽自動車届出済証返納証明書
	バ イ ク (原動機付自転車)	① (新) 原動機付自転車標識交付証明書、② (旧) 原動機付自転車標識交付証明書のコピー 等	

(注) 自賠責共済証明書に車台番号が記載されている場合は、(旧) 自動車検査証、(旧) 軽自動車届出済証、(旧) 原動機付自転車標識交付証明書のコピーは不要です。

《共済契約を解約できる場合》

* 自賠責共済は他の共済と異なり、任意に解約することは法律で制限されています。自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等には、全労済に申し出ていただくことにより自賠責共済を解約することができます。5 ページの確認書類のほかに、印鑑証明または社員証、運転免許証、健康保険証などご契約者本人を確認できる書類、バイク等の車検対象外の自動車の場合はステッカー (共済標章) をご持参ください。

これらの解約書類全てと全労済の定める異動等申請書をご提出になったときから起算して所定の共済掛金をお返しいたします。

なお、始期前に解約された場合であっても、共済掛金の全額をお返しすることはできません。

(注) 自賠責共済 (保険) 契約は、法令によりクーリングオフの対象外です。お支払いいただいた掛金の全額返戻はありません。

●解約ができる場合と確認書類

		解約できる場合	確認書類（※1）		
			名称	発行先	
登録自動車		自動車検査証とナンバー・プレートを運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所に提出して、永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●登録事項等証明書 ●自動車重量税還付申請書 付表1 ●輸出抹消仮登録証明書 ●一時抹消登録証明書（※2） ●登録識別情報等通知書（※2） ●輸出予定届出証明書 	のいずれか一通	運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所
小型二輪自動車		自動車検査証とナンバー・プレートを運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所に提出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●検査記録事項等証明書 ●自動車検査証返納証明書 ●輸出予定届出証明書 	のいずれか一通	運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所
軽自動車	検査対象車（三・四輪）	自動車検査証とナンバー・プレートを軽自動車検査協会または全国軽自動車協会連合会に提出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●検査記録事項等証明書 ●自動車重量税還付申請書 付表1 ●自動車検査証返納証明書 ●軽自動車検査証返納確認書 ●輸出予定届出証明書 	のいずれか一通	軽自動車検査協会または全国軽自動車協会連合会
	検査対象外車（二輪等）	軽自動車届出済証とナンバー・プレートを運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所または全国軽自動車協会連合会に提出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●軽自動車届出済証返納証明書 ●軽自動車届出済証返納済確認書 	のいずれか一通	運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所または全国軽自動車協会連合会
バイク（原動機付自転車） 小型特殊自動車		標識番号交付書とナンバー・プレートを市区町村に提出した場合（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ●解除事由証明書 ●軽自動車税廃車申告受付書 ●標識交付証明書（返納） ●標識返納証明書 等 	のいずれか一通	市区町村
重複契約		一台の自動車に二つ以上の契約が締結されている場合（先に終期がくる契約を解約できます。）	他の自賠償保険証明書または自賠償共済証明書		—

（※1）解体証明書は確認書類になりません。

（※2）2008年11月4日施行の道路運送車両法の改正にともない、法改正後は「一時抹消登録証明書」が廃止され、「登録識別情報等通知書」が交付されます。

2008年11月4日以降、どちらの書類も確認書類とすることが可能です。ただし、「登録識別情報等通知書」に関しては、備考欄に「一時抹消登録」と記載されたものにかぎります。

（※3）市区町村によって交付する書類が異なります。詳しくは市区町村へお問い合わせください。

(2) バイク等の車検対象外自動車の継続についてのご注意

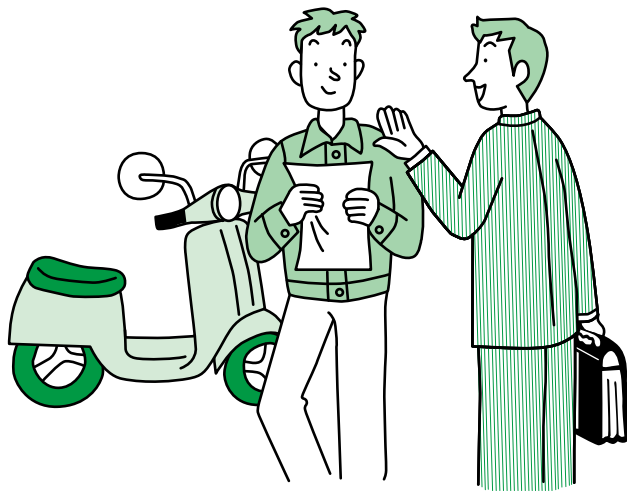
バイク等の車検対象外の自動車は車検制度がないので、継続契約をつい忘れがちです。共済契約の満期が近くなったときは、全労済または証明書発行窓口にて契約継続の手続きをおとりください。

なお、共済期間が長い契約ほどお支払いいただく共済掛金が割安となっていますので、4年契約または5年契約をおすすめします。

●契約をご継続の際には、車台番号とナンバー・プレートおよび自動車の種別をお知らせください。

なお、これらは標識交付証明書、軽自動車届出済証等でご確認いただけます。

●無共済で運行すると、法令により罰せられる他、免許停止処分となる場合もありますので、満期前1ヵ月以内となったら、お早目にご継続の手続きをおとりください。



3. 共済金のお支払いは

(1) 共済金のお支払いが受けられる場合

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（共済の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について共済金等をお支払いします（人身事故に限ります）。

（注）保有者には、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

(2) 共済金のお支払いが受けられない場合

次のような場合には、共済金の支払いが受けられませんのでご注意ください。

- ① 電柱への衝突などによって、被共済者自身が負傷したような、いわゆる自損事故の場合
- ② 保有者が次の3つの条件をすべて立証できる場合
 - （ア）自己および運転者が自動車の運行について注意を怠らなかったこと
 - （イ）被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと
 - （ウ）自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと
- ③ 共済契約者または被共済者の悪意によって、損害が生じた場合
- ④ 1台の自動車に自賠責共済が重複して契約されている場合は、契約を締結した時期がもっとも早い契約で共済金が支払われ、他の契約からは重複して支払われません。

(3) 共済金等のお支払い内容

自賠責共済の共済金等は、迅速かつ公平に共済金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

●共済金お支払いの内容

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障がいによる損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障がいを残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障がいの程度により 第1級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

（注）次のような場合には共済金を減額して支払います。

1. 被害者に重大な過失があるとき。
2. 受傷と死亡との間および受傷と後遺障がいの間の因果関係の有無の判断が困難なとき。

4. 共済金のご請求は

(1) 万一事故をおこしたとき

事故をおこしたときは、まずけが人の救護につとめ、必ず警察に届け出てください。

また、被害者と加害者、自賠責共済証明書番号など事故の概要を損調サービスセンター(18・19 ページ)にお知らせください。なお、事故(損害賠償)の解決方法には示談、調停、裁判がありますが、円滑な解決のためには、お見舞い、おわび、死亡事故の場合の葬儀参列等、加害者が被害者に対してできる限り誠意をつくすことが、何より大切です。

(2) 共済金を請求できる人は加害者(被共済者)と被害者です

共済金のご請求には、本請求のほか、仮渡金の請求がありますが、請求の方法と請求できる人は10ページの表のとおりです。

(3) 共済金請求に必要な書類

共済金をご請求になる場合に必要書類は、11・12ページの一覧表のとおりです。請求方法に応じて必要書類を取りそろえ、損調サービスセンター(18・19ページ)へご提出ください。

(4) 時効について

① 3年で時効となります。

加害者請求の場合は、被害者に損害賠償金をお支払いになった日の翌日から、被害者請求(仮渡金を含みます。)の場合は、通常事故があった日から3年で時効となり、それ以後は請求できなくなりますので、お早めにご請求ください。

② 3年以内に共済金の請求ができないとき

治療が長期になる場合や後遺障がいが確定しないとき、また、加害者と被害者の話し合いがつかないなど、3年以内に共済金の請求ができない場合は、時効中断の申請をすることができます。事前に損調サービスセンター(18・19ページ)にご相談ください。

※ 2010年4月1日以降発生の事故について、保険法および自動車損害賠償保障法における共済金等の請求権の時効が2年から3年に改正されています。

●共済金の請求方法と請求できる人

請求方法 \ 請求者	加 害 者	被 害 者
本 請 求	<ul style="list-style-type: none"> ●加害者がまず被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収書にその他必要書類を添えて共済金の請求ができます。 ●実際に被害者に支払った金額についてのみ請求ができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●加害者の加入している保険会社あるいは共済組合に直接、診療報酬明細書等必要書類を添えて損害賠償額の請求ができます。
仮 渡 金	<ul style="list-style-type: none"> ●請求できません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当座の出費をまかなうために、前払い金として請求できます。支払われる金額は、 <ul style="list-style-type: none"> ①死亡の場合・・・290万円 ②傷害の場合・・・その程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階があります。

(注1) 仮渡金は、最終的に共済金として支払う金額が決定したときに差引精算されます。仮渡金は共済金の前払いですから、損害賠償額が既に支払い済みの仮渡金より少ないときはその差額を、また、加害者に責任がないと認められるときなどはその全額をお返しいただくことになります。

(注2) 被害者の方が請求をする場合には、加害者の自賠責共済（保険）証明書番号の確認が必要です。なお、加害者から支払いを受けた損害については共済金から差し引かれます。

(注3) 共済金額（お支払いする共済金の限度額）の範囲内で、加害者の請求額が損害額を下回ると思われる場合には、示談や調停などが成立していない場合に限って共済金の追加請求ができることを被害者にお知らせすることになっていません。

自賠償共済請求提出書類一覧表

- ◎印は必ず提出していただく書類、○印は事故の内容によって提出していただく書類です。その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。（いずれの書類も原本の提出をお願いします。）
- 太字の書類は、損調サービスセンター（18・19ページ）に備え付けてあります。

必要書類	加害者請求			被害者請求			仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書（控）など	○	○	○	○	○	○		

必要書類	加害者請求			被害者請求			仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
	加害者の支払いを証する領収書	○	○	○				
示談書（示談成立の場合）	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状および委任者の印鑑証明 （第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

※マイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マイナンバー部分を塗りつぶしたうえ、ご提出願います。

(5) 請求書類の受け付けからお支払いまで

たくさんのご請求をすみやかに、しかも公平に処理するために、全労済窓口で受け付けた請求は、損害保険料率算出機構・自賠責損害調査事務所が調査いたします。全労済はその結果にもとづいて最終的に共済金を決定してお支払いいたします。

※ 2010年4月1日以降発生のお事故の共済金については、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、共済金を支払うために必要な事項の確認を終えてお支払いします。(特別な照会または調査が不可欠な場合には、全労済は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被共済者に通知し、約款に定める日数までに共済金をお支払いします。)

(6) 共済金等のお支払いに関する情報の提供

加害者(被共済者)または被害者が、共済金等が適正に支払われているか否かを自ら判断できるようにするために、以下のとおり、共済金等のお支払いに関する情報を書面により提供いたします。

- ① 支払基準の概要、お支払手続きの概要、紛争処理機関の概要(共済金等請求された時点)
 - ② お支払いした金額、後遺障がいの等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(共済金等をお支払いした時点)
 - ③ お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報を請求することができます。

5. その他知っておいていただきたいこと

(1) 自賠責共済証明書と共済標章（ステッカー）の再交付は

自賠責共済証明書または共済標章（ステッカー）を紛失したり汚損したときには、次の書類と印鑑をご持参のうえ全労済の窓口にて再交付の手続きを行ってください。

持参していただく書類

	自賠責共済証明書の場合	共済標章の場合
紛失したとき	印鑑証明（または運転免許証などご契約者本人であることを確認できるもの）	自賠責共済証明書
汚損したとき	汚損した自賠責共済証明書	自賠責共済証明書、汚損した共済標章

(注) 自賠責共済証明書の再交付には、自賠責共済証明書番号が必要です。

(2) 政府の保障事業——無共済事故やひき逃げ事故のときは

自賠責共済（保険）未加入の自動車との事故やひき逃げ事故で加害者が不明の場合等は、自賠責共済の共済金の支払いを受けられませんので、加害者にかわって政府が被害者に自賠責共済に準じた支払いを行います。

なお、この取り扱いも全労済の損調サービスセンター（18・19ページ）が行っていますので、くわしくは、お問い合わせください。

(3) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責共済の共済金等について、万一にもご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の共済金等の支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

2017年6月現在

連絡先



0120-159-700

受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時
※土日祝日および、年末年始（12月28日～1月4日）は休業。
※固定電話、携帯電話、自動車電話からご利用になれます。

(4) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター（自動車事故全般）

お支払いする共済金について、ご納得いただけなかったときのために、中立で独立した機関である「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」が設置されています。

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋等を行っています。

2017年6月現在

支 部	電話番号	支 部	電話番号	支 部	電話番号
東 京 本 部	03 - 3346 - 1756	大 阪 支 部	06 - 6227 - 0277	さいたま相談室	048 - 650 - 5271
札 幌 支 部	011 - 281 - 3241	広 島 支 部	082 - 249 - 5421	金 沢 相 談 室	076 - 234 - 6650
仙 台 支 部	022 - 263 - 7231	高 松 支 部	087 - 822 - 5005	静 岡 相 談 室	054 - 255 - 5528
名 古 屋 支 部	052 - 581 - 9491	福 岡 支 部	092 - 721 - 0881		

(5) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（自動車事故全般）

日本弁護士連合会（日弁連）が設置した機関で、全国各地に面接相談所が設置されています。

☆印の相談所（40ヵ所）では、示談斡旋・審査業務も行っていきます。

2017年6月現在

相談所（所在地）	電話番号	相談所（所在地）	電話番号	相談所（所在地）	電話番号
本部（東京都） ☆	03-3581-4724	山梨相談所（山梨県） ☆	055-235-7202	鳥取相談所（鳥取県）	0857-22-3912
札幌相談所（北海道） ☆	011-251-7730	静岡相談所（静岡県） ☆	054-252-0008	岡山相談所（岡山県） ☆	086-234-5888
青森相談所（青森県）	017-777-7285	沼津相談所（静岡県） ☆	055-931-1848	広島相談所（広島県） ☆	082-225-1600
岩手相談所（岩手県） ☆	019-623-5005	浜松相談所（静岡県） ☆	053-455-3009	山口相談所（山口県） ☆	0570-064-490
仙台相談所（宮城県） ☆	022-223-2383	富山相談所（富山県） ☆	076-421-4811	徳島相談所（徳島県）	088-652-5768
秋田相談所（秋田県）	018-896-5599	金沢相談所（石川県）	076-221-0242	高松相談所（香川県） ☆	087-822-3693
山形相談所（山形県） ☆	023-635-3648	福井相談所（福井県） ☆	0776-23-5255	愛媛相談所（愛媛県） ☆	089-941-6279
福島相談所（福島県）	024-536-2710	名古屋相談所（愛知県） ☆	052-565-6110	高知相談所（高知県） ☆	088-822-4867
水戸相談所（茨城県） ☆	029-221-3501	岐阜相談所（岐阜県） ☆	058-265-0020	福岡相談所（福岡県） ☆	092-741-3208
栃木相談所（栃木県） ☆	028-689-9001	三重相談所（三重県） ☆	059-228-2232	北九州相談所（福岡県） ☆	093-561-0360
前橋相談所（群馬県） ☆	027-234-9321	滋賀相談所（滋賀県） ☆	077-522-2013	佐賀相談所（佐賀県） ☆	0952-24-3411
埼玉相談所（埼玉県） ☆	048-710-5666	奈良相談所（奈良県） ☆	0742-26-3532	長崎相談所（長崎県）	095-824-3903
千葉相談所（千葉県） ☆	043-227-8530	京都相談所（京都府） ☆	075-231-2378	熊本相談所（熊本県） ☆	096-325-0009
霞が関相談所（東京都） ☆	03-3581-1770	大阪相談所（大阪府） ☆	06-6364-8289	大分相談所（大分県）	097-536-1458
横浜相談所（神奈川県） ☆	045-211-7700	和歌山相談所（和歌山県） ☆	073-422-4580	宮崎相談所（宮崎県）	0985-22-2466
新潟相談所（新潟県） ☆	025-222-5533	神戸相談所（兵庫県） ☆	078-341-1717	鹿児島相談所（鹿児島県） ☆	099-226-3765
長野相談所（長野県）	026-232-2104	島根相談所（島根県）	0852-21-3450	那覇相談所（沖縄県） ☆	098-865-3737

(6) 独立行政法人 自動車事故対策機構の被害者援護制度について

独立行政法人 自動車事故対策機構では、

- ① 後遺障害共済金の支払いを受けられる被害者
- ② ひき逃げや無共済の場合で政府保障事業の保障金の支払いを受けられる被害者
- ③ 保護者が死亡または重度の後遺障がいとなられた方の義務教育前の交通遺児等
- ④ 加害者に対して損害賠償を命じる判決などの債務名義をもらったが、その損害賠償金を受け取ることが困難な場合の被害者

で生活に困っている方に対して、無利子または低利の貸付を行っています。

また、自動車事故が原因で「脳」、「脊髄」などを損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事および排泄など、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に介護料の支給をしています。

ただし、支給できない条件がありますので、事前に最寄りの独立行政法人 自動車事故対策機構（20・21 ページ）にお問い合わせください。

(7) 共済金の照会および自動車事故のご相談

自賠責共済および自動車共済の共済金および自動車事故のご相談は、損調サービスセンターにて対応いたします。なお、これらの設置場所および連絡先については、18・19 ページをご覧ください。

事故・請求受付－損調サービスセンター

2017年6月現在

支所名	所 在 地
北海道	〒003-0803 札幌市白石区菊水三条 4-1-3 全労済北海道会館内 T E L : 011-824-1500 F A X : 011-820-2078
(函館)	〒042-0942 函館市柏木町 16-35 T E L : 0138-30-3593 F A X : 0138-30-2110
(釧路)	〒085-0004 釧路市新富町 2-24 釧路労働者福祉会館1F T E L : 0154-31-1212 F A X : 0154-32-2081
(旭川)	〒070-0054 旭川市四条西6-2-6 道北労働福祉センター1F T E L : 0166-25-3550 F A X : 0166-29-2333
青 森	〒030-0802 青森市本町 3-3-11 労働福祉会館2F T E L : 017-722-5525 F A X : 017-731-1080
岩 手	〒020-0062 盛岡市長田町 6-7 クリエ21ビル6F T E L : 019-652-3124 F A X : 019-629-1118
宮 城	〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-10-29 全労済宮城会館2階 T E L : 022-266-5050 F A X : 022-217-3172
秋 田	〒010-0001 秋田市中通 4-1-46 T E L : 018-832-6031 F A X : 018-832-6600
山 形	〒990-0827 山形市城南町 1-18-22 全労済山形県本部会館3F T E L : 023-647-7111 F A X : 023-647-7112
福 島	〒960-8540 福島市荒町1-21 協働会館5F T E L : 024-521-3180 F A X : 024-525-2084
茨 城	〒310-0804 水戸市白梅 1-9-5 (JSビル5F) T E L : 029-302-3305 F A X : 029-302-3307
栃 木	〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4 全労済栃木県本部会館2F T E L : 028-638-5899 F A X : 028-637-1156
群 馬	〒371-0854 前橋市大渡町 2-3-3 全労済群馬県本部1F T E L : 027-255-1001 F A X : 027-210-7666

支所名	所 在 地
埼 玉	〒338-0002 さいたま市中央区下落合 1050-1 全労済埼玉県本部会館3F T E L : 048-822-0980 F A X : 048-823-0620
千 葉	〒260-0045 千葉市中央区弁天 1-17-1 全労済千葉県本部会館3F T E L : 043-287-0435 F A X : 043-207-3177
東 京	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-20-8 全労済東京会館2F T E L : 03-3364-8421 F A X : 03-5386-7439
神奈川	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-4-9 全労済神奈川会館4F T E L : 045-471-6905 F A X : 045-470-1583
新 潟	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-6 新潟県総合生協会館3F T E L : 025-281-0788 F A X : 025-282-1791
長 野	〒380-0864 長野市立町 978-2 労済会館4F T E L : 026-234-6880 F A X : 026-238-0197
山 梨	〒400-0031 甲府市丸の内 3-29-11 全労済山梨県本部会館3F T E L : 055-226-2041 F A X : 055-220-1243
静 岡	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 2-10-16 全労済静岡県本部第二会館3F T E L : 054-252-0119 F A X : 054-205-0470
富 山	〒930-0857 富山市奥田新町 7-41 全労済富山県本部2F T E L : 076-441-3448 F A X : 076-443-2428
石 川	〒920-0024 金沢市西念 1-12-22 労済会館内3F T E L : 076-222-4700 F A X : 076-233-8503
福 井	〒910-0859 福井市日之出 1-10-1 全労済福井県本部会館内3F T E L : 0776-27-7234 F A X : 0776-28-7039
愛 知	〒456-0002 名古屋市熱田区金山町 1-12-7 アビタン4F T E L : 052-681-5533 F A X : 052-679-1119
岐 阜	〒500-8262 岐阜市茜部本郷 2-7 全労済岐阜県本部会館2F T E L : 058-276-2181 F A X : 058-278-0168

支所名	所在地
三重	〒514-0004 津市栄町 4-285 全労済三重県本部別館2F TEL : 059-227-7477 FAX : 059-221-1032
滋賀	〒520-0801 大津市におの浜 4-5-1 全労済会館内3F TEL : 077-525-2244 FAX : 077-528-2174
奈良	〒630-8325 奈良市西木辻町 200-47 全労済奈良県本部3F TEL : 0742-27-5555 FAX : 0742-20-3093
京都	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都8F TEL : 075-802-1144 FAX : 075-803-2025
大阪	〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-24-33 全労済会館ヴィーコスZERO 7F TEL : 06-4703-0261 FAX : 06-4703-8080
和歌山	〒640-8331 和歌山市美園町 5丁目10番 3 全労済和歌山県本部会館 3F TEL : 073-431-0210 FAX : 073-435-2283
兵庫	〒650-0027 神戸市中央区中町通 4-1-1 全労済会館4F TEL : 078-371-1671 FAX : 078-366-2193
島根	〒690-0006 松江市伊勢宮町 543-3 全労済会館3F TEL : 0852-23-2456 FAX : 0852-32-2627
鳥取	〒680-0846 鳥取市扇町 14 全労済会館3F TEL : 0857-21-1330 FAX : 0857-37-0465
岡山	〒700-0024 岡山市北区駅元町6-26 全労済岡山会館4F TEL : 086-214-2121 FAX : 086-214-2122
広島	〒732-0045 広島市東区曙 4-1-28 全労済会館4F TEL : 082-263-3450 FAX : 082-506-0181
山口	〒753-0222 山口市大内矢田南 7-1-1 山口労済会館内1F TEL : 083-927-5123 FAX : 083-941-1013
徳島	〒770-0942 徳島市昭和町 3-35-1 労働福祉会館5F TEL : 088-626-2100 FAX : 088-655-8304

支所名	所在地
香川	〒760-0011 高松市浜ノ町 72-5 全労済香川会館3F TEL : 087-823-7631 FAX : 087-811-6555
愛媛	〒790-0063 松山市辻町 1-1 全労済愛媛会館4F TEL : 089-927-1144 FAX : 089-996-8515
高知	〒780-0870 高知市本町 4-1-32 こうち勤労センター4F TEL : 088-824-5050 FAX : 088-820-0205
福岡	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 1-1-7 全労済モルティ天神ビル2F TEL : 092-721-1616 FAX : 092-724-2383
佐賀	〒840-0054 佐賀市水ヶ江2-2-19 全労済佐賀会館1F TEL : 0952-26-4080 FAX : 0952-28-5916
長崎	〒852-8016 長崎市宝栄町3-15 全労済長崎県本部会館3F TEL : 095-864-2299 FAX : 095-833-1233
熊本	〒860-0811 熊本市中央区本荘 5-10-30 全労済会館2F TEL : 096-375-8924 FAX : 096-371-3800
大分	〒870-0035 大分市中央町 4-2-5 全労済ソレイユ5F TEL : 097-534-5366 FAX : 097-573-7153
宮崎	〒880-0806 宮崎市広島 1-11-17 全労済宮崎県本部会館3F TEL : 0985-27-5388 FAX : 0985-32-4806
鹿児島	〒892-0835 鹿児島市城南町 7-28 全労済鹿児島県本部会館3F TEL : 099-226-6171 FAX : 099-805-3051
沖縄	〒900-0014 那覇市松尾 1-18-22 全労済沖縄県本部5F TEL : 098-866-1651 FAX : 098-866-6620

支所名	所 在 地
本 部	〒130-0013 東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイスト19階 T E L : 03-5608-7560
札 幌	〒060-0032 札幌市中央区北2条東12-98-42 北2条新川ビル8階 T E L : 011-218-8155
函 館	〒041-0806 函館市美原 1-18-10 函館東京海上日動ビル3階 T E L : 0138-88-1007
釧 路	〒084-0906 釧路市鳥取大通 6-1-1 釧根自動車会館 T E L : 0154-51-7337
旭 川	〒079-8442 旭川市流通団地 2条 4-32-1 旭川地区トラック研修センター2階 T E L : 0166-40-0111
青 森	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田 139-21 青森県交通会館 T E L : 017-739-0551
岩 手	〒020-0871 盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋106ビル T E L : 019-652-5101
仙 台	〒984-0015 仙台市若林区卸町 5-8-3 宮城県トラック会館 2階 T E L : 022-204-9902
秋 田	〒010-0962 秋田市八橋大畑 2-12-53 秋田県自動車会館 T E L : 018-863-5875
山 形	〒990-0031 山形市十日町 2-4-19 ハーモニー山形ビル2階 T E L : 023-609-0500
福 島	〒960-8031 福島市栄町 7-33 福島トヨタビル T E L : 024-522-6626
茨 城	〒310-0026 水戸市泉町 3-1-28 第2中央ビル T E L : 029-226-0591
栃 木	〒320-0065 宇都宮市駒生町 1288-2 宇都宮ロイヤルコーポ T E L : 028-622-9001

支所名	所 在 地
群 馬	〒370-0006 高崎市問屋町 4-5-4 高崎トラック会館 T E L : 027-365-2770
埼 玉	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-12-6 J・S-1ビル6階 T E L : 048-824-1945
千 葉	〒261-7125 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブアウエスト5階 T E L : 043-350-1730
東 京	〒130-0013 東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階 T E L : 03-3621-9941
神 奈 川	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館 T E L : 045-471-7401
新 潟	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-4 新潟県トラック総合会館 2階 T E L : 025-283-1141
長 野	〒381-8556 長野市南長池 710-3 長野県トラック会館 2階 T E L : 026-480-0521
山 梨	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏 1000-7 山梨県自動車総合会館 T E L : 055-262-1088
静 岡	〒420-0837 静岡市葵区日出町 1-2 静岡住友ビル 1階 T E L : 054-687-3421
富 山	〒939-2708 富山市婦中町島本郷 1-5 富山県トラック会館 1階 T E L : 076-421-1631
石 川	〒920-0031 金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 6階 T E L : 076-222-0063
福 井	〒910-0005 福井市大手 3-2-1 福井ビル6階 T E L : 0776-22-6006
名古屋	〒460-0003 名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋ATビル 8階 T E L : 052-218-3017

支所名	所 在 地
岐 阜	〒500-8842 岐阜市金町 4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階 T E L : 058-263-5128
三 重	〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階 T E L : 059-350-5188
滋 賀	〒524-0104 守山市木浜町 2298-4 滋賀県トラック総合会館 T E L : 077-585-8290
奈 良	〒630-8244 奈良市三条町487 小山ビル T E L : 0742-22-0613
京 都	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館 T E L : 075-694-5878
大 阪	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル T E L : 06-6942-2804
和歌山	〒640-8150 和歌山市13番丁30 酒直ビル T E L : 073-431-7337
兵 庫	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 2-3-10 萬利ビル T E L : 078-331-6890
島 根	〒690-0886 松江市母衣町 55 松江商工会議所ビル T E L : 0852-25-4880
鳥 取	〒680-0006 鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル T E L : 0857-24-0802
岡 山	〒700-0941 岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 T E L : 086-232-7053
広 島	〒733-0036 広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル1階 T E L : 082-297-2255
山 口	〒753-0814 山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷 T E L : 083-924-5419

支所名	所 在 地
徳 島	〒770-0003 徳島市北田宮 2-14-50 徳島県トラック会館 T E L : 088-631-7799
高 松	〒760-0066 高松市福岡町 3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル T E L : 087-851-6963
愛 媛	〒791-1114 松山市井門町 1081-1 愛媛県トラック総合サービスセンター1階 T E L : 089-960-0102
高 知	〒780-8016 高知市南の丸町 5-17 高知県トラック会館 T E L : 088-831-1817
福 岡	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4階 T E L : 092-451-7751
佐 賀	〒840-0833 佐賀市中の小路 4-30 高取ビル T E L : 0952-29-9023
長 崎	〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル11階 T E L : 095-821-8853
熊 本	〒860-0806 熊本市中央区花畑町 4-7 朝日新聞第一生命ビルディング6階 T E L : 096-322-5229
大 分	〒870-0034 大分市都町 1-1-23 TKフロンティアビル5階 T E L : 097-534-9341
宮 崎	〒880-0913 宮崎市恒久 1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2階 T E L : 0985-53-5385
鹿児島	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16-401 鹿児島県住宅供給公社ビル T E L : 099-225-0782
沖 縄	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3階 T E L : 098-916-4860

自動車損害賠償責任共済約款

(責任の範囲)

第1条 この会は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「証明書」といいます。）に記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。

(定義)

第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。

2 この約款において「被共済者」とは、被共済自動車の保有者およびその運転者をいいます。

(損害の範囲および責任の限度)

第3条 第1条（責任の範囲）の損害は、被共済者が被害者に支払った損害賠償金および被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。

2 この会が支払うべき共済金（第1条の規定による共済金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額（以下「共済金額」といいます。）をもって限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。

(共済責任の始期および終期)

第4条 この会の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、あらかじめ、共済契約者の意思により、共済期間の始期が定められた場合は、この会の共済責任は、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。

(告知義務)

第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、この会に事実を正確に告

げなければなりません。

2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、この会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。

3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、またはこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。

4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。

5 この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。

6 この会は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。

(通知義務)

第6条 共済契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。

(1) 法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更したとき。

(2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。

(3) その他証明書記載事項について変更したとき。

2 前項第1号の変更の通知があった場合またはこの会が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、この会は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金と、新たな危険に対応する責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約で共済期間を同じくするものの共済掛金（当該共済期間の開始後に共済掛金の変更があった場合には、変更前の共済掛金）のうち、同一日数につき日割計算により算出した共済掛金との差額を返還し、または請求

します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

- 3 共済期間中に危険が増加した後事故が発生し、この会が共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、この会は、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、この会の請求により、事故の発生前に前項に規定する共済掛金の支払をしたときは、この限りではありません。

(事故の発生)

第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。

- (1) 次の事項を遅滞なく、書面でのこの会に通知すること。
 - イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業
 - ロ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名
 - ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容
- (2) 前号の書類のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。
- (3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面によりこの会に通知すること。

- 2 この会は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。

(訴訟等の費用)

第8条 第1条（責任の範囲）の損害に関し、被共済者と被害者との間の争いが生じた場合、この会は、被共済者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。

(取消し)

第9条 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によってこの会が共済契約を締結した場合には、この会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができます。

(解除)

第10条 共済契約者は、被共済自動車が決の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。

- (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
 - (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合
 - (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合
 - (4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
 - (5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
 - (6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合
 - (7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。
- (1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合
 - (2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合
- 3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- 4 共済契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合は、被共済自動車共済標準の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標準書、その他の自動車であるときは証明書をこの会へ返納しなければなりません。

(共済契約者の権利および義務の承継)

第11条 被共済自動車共済標準が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継することを共済契約者と約し、この会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについてこの会の承認があったものとみなします。

(共済掛金の変更)

第12条 共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する

共済掛金の変更があったときは、この会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を返還し、または請求します。

(共済掛金の返還)

第13条 第9条(取消し)の規定により、この会が共済契約を取り消した場合、この会は、共済掛金を返還しません。

2 この会は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第5条(告知義務)第2項および第10条(解除)の解除の場合(第10条第2項の規定によりこの会が解除した場合を除きます。)には、未経過期間に対してこの会の定める解約共済掛金表による共済掛金を共済契約者に返還します。

3 前項の場合を除き、この会は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を共済契約者に返還します。

4 この会のみ責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合およびこの会が第10条(解除)第2項の規定により共済契約を解除した場合には、この会は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。

(共済金の請求)

第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。

(1) 共済金請求書

(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料

(3) 公の機関が発行する交通事故証明書

(4) 事故発生状況報告書

(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍

(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類

(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療(調剤)報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類

(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類

2 この会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協

力を求めることがあります。この場合には、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

3 この会は、特に必要があると認めるときは、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、この会が負担します。

(共済金の支払)

第15条 この会は、被共済者が前条第1項の手続きを完了した日(以下この条において、「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、この会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実

(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

(4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無

(5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、この会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、この会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日

(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日

(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない

場合の日本国外における調査 180日

- 3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

(損害賠償額の請求)

第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の賠償責任が発生したときは、法第23条の3第1項において準用する法第16条の規定に基づき、この会に対して損害賠償額の支払を請求することができます。

(重複契約の場合の免責)

第17条 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した事故に対しては共済金、損害賠償額および法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。

2 この会は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。

3 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。

4 この会は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。

(悪意による損害の免責)

第18条 この会は、共済契約者または被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払いません。

(指定紛争処理機関)

第19条 この会が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、この

会と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。

2 この会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。

(代位)

第20条 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この会がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権はこの会に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) この会が損害額の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額
 - (2) 前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額
- 2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出しなければなりません。

(先取特権)

第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者のこの会に対する共済金請求権について先取特権を有します。

2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。

(証明書等の再交付)

第22条 この会は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。

- (1) 損傷または識別困難となった証明書または共済標章の提出があった場合
- (2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合

(準拠法)

第23条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。

契約に関するお問い合わせ窓口一覧

全労済自動車損害賠償責任共済事務所一覧

北	海	道	TEL 011 - 821 - 6031	滋	賀	県	TEL 077 - 524 - 6031
青	森	道	TEL 017 - 723 - 6031	奈	良	府	TEL 0742 - 23 - 6031
岩	手	県	TEL 019 - 622 - 0631	京	都	府	TEL 075 - 812 - 7800
宮	城	県	TEL 022 - 265 - 6071	大	阪	府	TEL 06 - 4703 - 0174
秋	田	県	TEL 018 - 824 - 6031	和	歌	山	TEL 073 - 425 - 6031
山	形	県	TEL 023 - 646 - 4666	兵	庫	県	TEL 078 - 371 - 6031
福	島	県	TEL 024 - 522 - 6031	島	根	県	TEL 0852 - 27 - 0631
茨	城	県	TEL 029 - 227 - 6642	岡	取	県	TEL 0857 - 22 - 8234
栃	木	県	TEL 028 - 638 - 6031	山	山	県	TEL 086 - 254 - 2155
群	馬	県	TEL 027 - 255 - 6311	広	島	県	TEL 082 - 262 - 6031
埼	玉	県	TEL 048 - 822 - 0631	山	口	県	TEL 083 - 927 - 5001
千	葉	県	TEL 043 - 287 - 8165	徳	島	県	TEL 088 - 625 - 2340
東	京	都	TEL 03 - 3360 - 6500	香	川	県	TEL 087 - 822 - 1156
神	奈	川	TEL 045 - 473 - 5588	愛	媛	県	TEL 089 - 923 - 6031
新	淵	県	TEL 025 - 282 - 2000	高	知	県	TEL 088 - 823 - 6031
長	野	県	TEL 026 - 235 - 6081	福	岡	県	TEL 092 - 739 - 6100
山	梨	県	TEL 055 - 237 - 6861	佐	賀	県	TEL 0952 - 41 - 1331
静	岡	県	TEL 054 - 254 - 1180	長	崎	県	TEL 095 - 864 - 6031
富	山	県	TEL 076 - 431 - 5000	熊	本	県	TEL 096 - 372 - 0631
石	川	県	TEL 076 - 223 - 4007	大	分	県	TEL 097 - 548 - 6031
福	井	県	TEL 0776 - 26 - 6186	宮	崎	県	TEL 0985 - 24 - 6262
愛	知	県	TEL 052 - 681 - 7741	鹿	児	県	TEL 0120 - 070 - 477
岐	阜	県	TEL 058 - 274 - 6031	沖	島	県	TEL 098 - 951 - 2002
三	重	県	TEL 059 - 227 - 6167				

自賠責共済についての詳しい内容は、当会ホームページ (<http://www.zenrosai.coop>) をご覧ください。